

政 策 会 議 発 議 書

平成28年2月16日

発議者 福祉部長

件 名	障害を理由とする差別の解消に関する所沢市職員対応要領（案）について		
要 旨	<p>障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）が平成28年4月1日に施行されます。</p> <p>同法において、行政機関には、障害者に対する障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的な配慮を行うことが義務付けられ、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとされています。</p> <p>つきましては、「障害を理由とする差別の解消に関する所沢市職員対応要領(案)」を作成しましたので協議をお願いいたします。</p> <p>各部等でご意見がある場合は、3月1日(火)までに障害福祉課へご連絡ください。</p> <p>なお、今後につきましては、各部等からいただいたご意見を3月中旬までにとりまとめ、4月7日(木)、8日(金)に全庁を対象とした職員対応要領についての説明会を開催する予定となっております。</p>		
所 管 名	福祉部 障害福祉課	電話番号	04-2998-9116
公表区分	<p>※所管で記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公表 ・ 一部非公表 <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">[</span> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">]</span></p> <p><input type="checkbox"/> 非 公 表</p>		

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 発議書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。